ヘ　破裂強度

密栓の中央部分を切り取り試料とし、強度等試験法中の破裂強度試験を行うとき、測定される値の最大値が、196kPa以上でなければならない。

④　密栓の用に供する合成樹脂加工アルミニウム箔の内容物に直接接触する部分に使用する合成樹脂は、次の試験法による試験に適合するものであること。

イ　ヒ素

ヒ素試験（材質試験）を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のヒ素の量は三酸化二ヒ素として0.1μg／mL以下となり、試料当たりに換算すると２μg／ｇ以下となる。

ロ　カドミウム及び鉛

Ｄ　材質別規格の項の２　合成樹脂製の器具又は容器包装の目の⑴　一般規格の１．材質試験のａ　カドミウム及び鉛の試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のカドミウム及び鉛の量はそれぞれ５μg／mL以下となり、試料当たりに換算すると100μg／ｇ以下となる。

ハ　ジブチルスズ化合物（ポリ塩化ビニルを使用するものに限る。）

Ｄ　材質別規格の項の２　合成樹脂製の器具又は容器包装の目の⑵　個別規格の３．ポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装のａ　材質試験の①　ジブチルスズ化合物の試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のジブチルスズ化合物量は二塩化ジブチルスズとして１μg／mL以下であり、試料当たりに換算すると50μg／ｇ以下となる。

ニ　クレゾールリン酸エステル（ポリ塩化ビニルを使用するものに限る。）

Ｄ　材質別規格の項の２　合成樹脂製の器具又は容器包装の目の⑵　個別規格の３．ポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装のａ　材質試験の②　クレゾールリン酸エステルの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のクレゾールリン酸エステル量は10μg／mL以下であり、試料当たりに換算すると１㎎／ｇ以下となる。

ホ　塩化ビニル（ポリ塩化ビニルを使用するものに限る。）

Ｄ　材質別規格の項の２　合成樹脂製の器具又は容器包装の目の⑵　個別規格の３．ポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装のａ　材質試験の③　塩化ビニルの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試料中の塩化ビニル量は１μg／ｇ以下となる。

⑤　常温保存可能品の容器包装にあっては、遮光性を有し、かつ、気体透過性のないものであること。

３．合成樹脂製容器包装、合成樹脂加工紙製容器包装、合成樹脂加工アルミニウム箔製容器包装を製造する者は、製造した当該容器包装を殺菌し、１．及び２．に規定する容器包装に使用する紙のふた又は合成樹脂、合成樹脂加工紙、合成樹脂加工アルミニウム箔若しくは金属のうち二以上を用いる容器包装に用いられる合成樹脂、合成樹脂加工紙、合成樹脂加工アルミニウム箔若しくは金属を製造する者は、製造した当該紙のふた、合成樹脂、合成樹脂加工紙、合成樹脂加工アルミニウム箔又は金属を殺菌すること。ただし、殺菌効果を有する方法で製造されたものにあっては、この限りでない。